

青の煌めきあおもり国スポ三沢市開催競技会会場設営・撤去等業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「青の煌めきあおもり国スポ三沢市開催競技会会場設営・撤去等業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 青の煌めきあおもり国スポ三沢市開催競技会会場設営・撤去等業務委託
- (2) 業務内容 青の煌めきあおもり国スポ三沢市開催競技会会場設営・撤去等業務委託仕様書のとおり。
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和8年12月25日まで

3 予算額

163,376,345円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

4 実施形式 公募型プロポーザル方式

5 日程

- (1) 公告
令和8年4月28日（火）から令和8年5月12日（火）まで
- (2) 質疑提出
令和8年5月7日（木）午後5時まで
- (3) 質疑回答
令和8年5月11日（月）までに回答
- (4) 参加申込
令和8年5月12日（火）午後5時まで
ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで

- (5) 参加資格審査の結果通知
令和8年5月15日（金）（予定）
- (6) 企画提案書等提出
令和8年5月29日（金）午後5時まで
ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで
- (7) プレゼンテーション・ヒアリング審査
令和8年6月3日（水）（予定）
- (8) 結果通知
令和8年6月9日（火）（予定）

6 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げる恐れがないと認められるもの。
- (4) 令和8年度三沢市競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されていること。
- (5) 三沢市建設業者指名停止要領（昭和60年11月1日制定）並びに三沢市物品及び役務業者指名停止要領（平成14年9月4日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 令和3年4月1日から令和8年3月31日までに於いて、元請けとして、地方公共団体又は地方公共団体実行委員会等が発注した国民体育大会（国民スポーツ大会）正式競技のうち、当市で開催される競技のいずれか3つ以上かつ、全国障害者スポーツ大会正式競技のうち、当市で開催される競技のいずれか1つ以上の競技会場設営・撤去業務の履行実績を有していること。

7 説明会

説明会は実施しない。

8 質疑応答

質疑がある場合は、次の手順により提出すること。

- (1) 提出方法 質問書（様式第5号）により、電子メールで提出すること。
- (2) 提出期限 令和8年5月7日（木）午後5時まで
- (3) 提出先 〒033-0011
青森県三沢市幸町三丁目11番5号
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ三沢市実行委員会事務局
（三沢市市民生活部国スポ・障スポ推進室内）
電子メール：msw_kokusupo@misawashi.aomori.jp
- (4) 回答方法 令和8年5月11日（月）午後5時までに、質問者に対し、電子メールで回答を行うものとするが、その質問が仕様に対する質問など、質問者のみへの回答では公平性に影響があると判断される場合は、全者に通知するものとする。
- (5) その他 提出期限を過ぎたもの又は指定した方法以外での質問は一切受けしない。

9 参加申込手続

- (1) 提出書類
 - ① 参加申込書（様式第1号）
 - ② 会社概要（様式第2号）
 - ③ 業務実績調書（様式第3号）
 - ④ 誓約書（様式第4号）
- (2) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）による。
- (3) 提出期間 令和8年5月12日（火）午後5時まで
ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで
- (4) 提出先 〒033-0011
青森県三沢市幸町三丁目11番5号
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ三沢市実行委員会事務局
（三沢市市民生活部国スポ・障スポ推進室内）

10 参加資格の審査・審査結果の通知

この実施要領に定める資格基準に基づき審査し、当該審査結果を申込み全者に参加資格審査結果通知書（様式第7号）により通知する。

なお、参加資格が満たないと判断された事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求められるものとする。

11 企画提案書等の作成及び提出

提出書類（全て任意様式）・必要部数

(1) 企画提案書 正本1部、副本6部

- ・企画提案書の表紙（様式第6号）には、提案者名（企業名、代表者名等）を記載し、提案者が押印すること。ただし、提案者名の記載と押印は正本のみとして、副本の表紙（様式第6号の1）には、提案者名が類推できる記載はしないこと。
- ・企画提案書には、提案者名及び提案者が特定できる表現を用いないこと。
- ・別紙仕様書をもとに、必要な事項を具体的に記載すること。また、提案書には、下記の内容を記載すること。

- ① 基本方針（業務実施に向けた基本的な考え方）
- ② 業務スケジュール
- ③ 業務の取り組み方（設営・撤去業務の具体的な取り組み方）
- ④ 業務実施体制図

※その他PR及び独自提案がある場合は、添付可能とする。

(2) 参考見積書（任意様式） 1部

見積金額（消費税及び地方消費税額を含む）及び内訳金額を記載すること。

12 審査方法

- (1) 審査方法は、参加資格要件を満たす者の中から、提出された企画提案書等について書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、プロポーザル審査委員会が審査する。

ただし、企画提案書提出事業者が多数である場合には、書類審査による第1次審査を行う場合もある。

第1次審査を行う場合は参加者全員にその旨通知する。

(2) 審査項目

- ① 業務遂行力（業務実績）

- ② 業務実施体制
- ③ 基本方針
- ④ 業務スケジュール（障スポとの接続を含む）
- ⑤ 業務の取り組み方
- ⑥ 取組姿勢
- ⑦ 経費見積額

13 審査結果

審査結果の通知は、審査を受けたもの全員に対し、プロポーザル審査結果通知書（様式第8号）により通知する。なお、必要に応じ第1次審査を行う場合はプロポーザル第1次審査結果通知書（様式第9号）により通知し、第1次審査を通過した事業者には、第2次審査の日程等についても、併せて通知する。また、審査の結果、選定されなかった事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

14 その他

(1) 提出書類の取扱いについて

- ① 提出されたすべての書類は返却しない
- ② 提出後の差替え及び加除修正は認めない
- ③ 企画提案書の提出は1者につき1案とする
- ④ 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求める場合がある

(2) 失格事項について

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ プレゼンテーション及びヒアリングを実施した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 参考見積書の金額が、あらかじめ示された予算の上限額を超過した場合

(3) 参加辞退について

参加表明後の辞退については、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 必要経費について

提出書類の作成及び提出やプレゼンテーション参加に係る費用など必要な経費は、全て提出事業者の負担とする。なお、やむを得ず本プロポーザルによる事業者選定が中止等になった場合でも、全て提出事業者が負担すること。

(5) 情報公開及び提供について

提出された企画提案書については、三沢市情報公開条例の規定による請求があった場合、第三者に開示することがある。ただし、提出者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書により申し入れすること。

なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響を及ぼす恐れのある情報については、決定後の開示とする。

(6) 言語及び通貨単位について

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位については、日本語及び日本円とする。

15 問い合わせ先

青の焔めきあおもり国スポ・障スポ三沢市実行委員会事務局
（三沢市市民生活部国スポ・障スポ推進室） 担当：山内、小比類巻、出戸
〒033-0011
青森県三沢市幸町三丁目11番5号
青の焔めきあおもり国スポ・障スポ三沢市実行委員会事務局
（三沢市市民生活部国スポ・障スポ推進室内）